

特定非営利活動法人日本パラ射撃連盟

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人日本パラ射撃連盟という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、障害者のライフル射撃を振興する各種事業ならびに、障害者のライフル射撃を振興する各種事業を実施することを目的とする団体の支援をする事業を行うことにより障害者の機能回復と健康の増進を図るとともに、障害者の社会的自立と社会参加を促進し、もって障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 前号の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
 - ① 障害者のライフル射撃の普及啓発及び指導
 - ② 障害者のライフル射撃に関する指導者及びボランティアの養成
 - ③ 障害者のライフル射撃に関する競技規則の制定並びに、競技用具器具の検定及び銃器所持許可申請者の推薦

- ④障害者のライフル射撃競技会の開催、国際競技会参加者の育成及び派遣
- ⑤障害者のライフル射撃団体の育成、支援及び公認審判員の養成
- ⑥障害者のライフル射撃の医学的調査研究及び射撃情報の収集
- ⑦障害者のライフル射撃普及振興に関する事業の受託
- ⑧障害者ライフル射撃の統括団体として、関連上部団体に加盟
- ⑨その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 普通会員 この法人の趣旨に賛同しその目的達成に協力する者
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を援助する者

(入会)

第7条 この法人の会員になるための入会条件は定めない。

- 2 この法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を書面又は電磁的方法をもって会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、入会を承認しないときは、速やかにその理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納付しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 各会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の届出を出したとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく、1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 各会員は、所定の退会届を書面又は電磁的方法をもって提出し任意に退会することができる。

(除名)

第11条 各会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議によりこれを除名することができる。この場合その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費等及びその他拠出金品は理由の如何を問わず返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種別と定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上12名以内(会長、副会長、専務理事、常務理事各1名を含む)
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち 1名を会長(代表理事)とする。又副会長、専務理事、常務理事各1名を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事は理事の互選による。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が 1人を超えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 専務理事は会長及び副会長を補佐しこの法人の常務を統括する。
 - 4 常務理事は、会長及び副会長、専務理事を補佐し、この法人の業務を統括する。
 - 5 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は、法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況または、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

- 第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は期間満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。ただし、2年を超えて役員任期を伸長することはできない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたるときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は無給とする。但し常勤の役員は役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を得ることができる

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て会長が別に定める。

(職 員)

第20条 この法人に、事務を処理するために事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て会長が委嘱し、職員は会長が任命する。

第5章 総 会

(種 別)

第21条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権 能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算案の決定

- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他、理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年1回以上、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 4 総会は、IT・ネットワーク技術を活用することによる、リモートによる開催もすることができるものとする。ただし、その場合、役員のみならず社員も発言したいときは自由に発言できるようなマイクが準備され、その発言を他者や他の会場にも即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っていることが必要とする。また、前項の総会の招集通知にリモートによる開催によるものであることを記載するものとする。

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができ

ない。

(議 決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第29条 正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、事前に通知された事項について書面又は電磁的方法で表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者(書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構 成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第32条 理事会は、この定款に定めるものほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）その他、新たな債務及び業務の負担並びに権利の放棄
- (4) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招 集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、すくなくとも10日前迄に通知しなければならない。
- 4 理事会は、IT・ネットワーク技術を活用することによる、リモートによる開催もすることができるものとする。ただし、その場合、理事が発言したいときは自由に発言できるようなマイクが準備され、その発言を他者や他の会場にも即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っていることが必要とする。また、前項の理事会の招集通知にリモートによる開催によるものであることを記載するものとする。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむ得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て会長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びそれに伴う予算は、各事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(補正予算)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の3分の2以上の議決を経て補正予算を作成し、収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項

- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）

第51条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合の解散を除く。

（残余財産の帰属）

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、公益財団法人日本パラスポーツ協会に譲渡するものとする。

（合併）

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の事務所に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則（設立時）

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

（平成24年6月10日より一部改訂）

2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	霜 禮次郎
副会長	泉 一郎
理事	深谷 雅子
理事	石井 昭一
理事	宮本 謙三
理事	西田 公也
理事	林 一義
理事	原 功
理事	長谷川 勝壽
理事	成瀬 升
理事	田中 辰美
監事	更家 慎三
監事	宮本 日出子

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年通常総会開催日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5. この法人の設立事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。

6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、前条にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金	正会員	10,000円
	普通会員	1,000円
(2)会 費	正会員	10,000円
	普通会員	3,000円

附則 この定款は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この定款は、令和7年8月1日から施行する。

附則 この定款は、改訂により2025年12月29日の臨時総会議決後の東京都による定款変更の認可の日に施行する。

2025年度

事業計画書

特定非営利活動法人 日本パラ射撃連盟

1 事業実施の方針

障がい者の射撃スポーツへの参加ならびに障がい者射撃の普及発展を図ることにより、障がいがある人々の自己実現と社会参加とを推進するため、以下の種々事業活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 32,286 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
国際競技力の向上 定款第5条④ 障害者のライフル射撃競技会の開催、国際競技会参加者の育成及び派遣	2025年チャンオンWC遠征	2025年5月28日～6月5日	韓国、チャンオン	5名	連盟会員	18名	2,892
定款第5条⑥ 障害者のライフル射撃の医学的調査研究及び射撃情報の収集							

"	2025年アルAIN WC遠征	2025年 10月25 日～11 月5日	アラブ 首長国 連邦、 アルア イン	6名	連盟会 員	18名	3,800
"	2025年WAG遠征	2025年 11月18 日～11 月24日	タイ王 国、ナ コーン ラーチ ヤシー マー	5名	連盟会 員	5名	1,000
"	2026年ヒルスデールWC遠征	2026年 春	アメリ カ合衆 国、ヒ ルスデ ール	5名	連盟会 員	18名	3,400
"	4月強化指定・育成・チャン ウォンWC事前合宿	2025年 4月28 日～5 月5日	日本、東 京都	8名	連盟会 員	5名	639
"	6月強化指定・ピストル強化 合宿	2025年 6月26 日～6 月29日	日本、東 京都	7名	連盟会 員	5名	447
"	7月ピストル強化指定合宿	2025年 7月18 日～7 月21日	日本、東 京都	7名	連盟会 員	5名	447
"	7月強化指定強化合宿	2025年 7月19 日～7 月26日	日本、東 京都	7名	連盟会 員	5名	447
"	8月強化・育成・ピストル指 定合宿	2025年 8月5 日～8 月11日	日本、東 京都	7名	連盟会 員	5名	580

"	WAG 事前強化合宿	2025年 8月28日～8月31日	日本、東京都	7名	連盟会員	5名	639
"	11月強化指定・ピストル強化合宿	2025年 11月22日～11月24日	日本、東京都	7名	連盟会員	5名	447
"	12月強化指定・ピストル強化合宿	2025年 12月1日～12月7日	日本、東京都	7名	連盟会員	5名	447
"	1月強化指定・ピストル強化合宿	2026年 1月10日～1月15日	日本、東京都	7名	連盟会員	5名	447
"	2月強化・育成・ピストル強化合宿	2026年 2月17日～2月23日	日本、東京都	7名	連盟会員	5名	580
定款第5条 ① 障害者のライフル射撃の普及啓発及び指導	J-STAR プロジェクト	2025年 6月～9月	日本、東京都	10名	競技志望者	15名	2,999
"	大会視察	2025年 4月～ 2026年 3月	日本、東京都	6名	連盟会員	108名	251
"	成績優秀者報奨金制度	2025年 4月～ 2026年 3月	日本、東京都	11名	連盟会員	87名	500
"	マーケティング委託	2025年 4月～ 2026年 3月	日本、東京都	4名	連盟会員、競技志望者	108名	2,650

定款第5条 ② 障害者のライフル射撃に関する指導者及びボランティアの養成	研修・会議	2025年 4月～ 2026年 3月	日本、東京都	4名	連盟会員	108名	970
定款第5条 ④ 障害者のライフル射撃競技会の開催、国際競技会参加者の育成及び派遣	愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会の開催に向けた連携および協力	2025年 4月～ 2026年 3月	日本、東京都	6名	連盟会員	108名	0
"	ワールドマスターズゲームズ 2027 関西の開催に向けた連携および協力	2025年 4月～ 2026年 3月	日本、東京都	6名	連盟会員	108名	0
定款第5条 ⑤ 障害者のライフル射撃団体の育成、支援及び公認審判員の養成	団体運営および運営基盤強化一般社団法人化支援	2025年 4月～ 2026年 3月	日本、東京都	11名	連盟会員	108名	5,000
定款第5条 ⑥ 障害者のライフル射撃の医学的調査研究及び射撃情報の収集	クラス分け	2025年 4月～ 2026年 3月	日本、東京都	6名	連盟会員	87名	107

"	メディカルチェック	2025年 4月～ 2026年 3月	日本、東 京都	6名	連盟会 員	87名	240
"	J-Fairness 分担金	2025年 4月～ 2026年 3月	日本、東 京都	3名	連盟会 員	87名	150
定款第5条 ⑦ 障害者ライフル射撃普及振興に関する事業の受託	普及・広報・発掘事業	2025年 4月～ 2026年 3月	日本、東 京都	11名	連盟会 員	108名	1,484
定款第5条 ⑧ 障害者ライフル射撃の統括団体として、関連上部団体に加盟	JPC 加盟料	2025年 4月～ 2026年 3月	日本、東 京都	2名	連盟会 員	87名	100
"	JADA 加盟料	2025年 4月～ 2026年 3月	日本、東 京都	2名	連盟会 員	87名	200
"	IPC ライセンス登録料	2025年 4月～ 2026年 3月	日本、東 京都	2名	連盟会 員	87名	75
定款第5条 ⑨ その他前条の目的を達成するため必要な事業	ガバナンスコード遵守・運営基盤強化	2025年 4月～ 2026年 3月	日本、東 京都	11名	連盟会 員	108名	1,350

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)

2025 年度事業計画（補正 2025 年 12 月 29 日）

特定非営利活動法人日本パラ射撃連盟

1. 活動方針

障がい者の射撃スポーツへの参加ならびに障がい者射撃の普及発展を図ることにより、障がいがある人々の自己実現と社会参加とを推進するため、以下の種々事業活動を行う。

（1）国際競技力の向上（定款第 5 条④、⑥関係）

- ・2028 年パラリンピック・ロサンゼルス大会での連続メダル獲得を目指として、選手強化事業を実施する。2026 年 WSPS 世界選手権、2027 年 WSPS 世界選手権および愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会を重要なマイルストーンと位置付ける。2026 年は、2026 年 WSPS 世界選手権および愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会の出場基準点を達成しながら、競技力を向上する。
- ・2025 年度は 2 回のワールドカップ派遣を中心とした選手団派遣を行い、合宿目的に沿い、強化指定選手・育成選手・IPC ライセンス登録選手・ピストル選手の強化合宿を行う。
- ・強化戦略プランに基づいて、中長期視点で強化事業を推進する。コンディショニング、クラス分け、心理、用具など各領域の専門家の強化チーム体制を構築する。
- ・アスリートパスウェイを整備し、強化指定選手と育成選手の連携、J-STAR 事業の活用、関係団体および都道府県自治体との協力連携による発掘・育成を推進する。
- ・2024 年度に日本アンチ・ドーピング機構（JADA）に加盟した。2025 年度には日本スポーツフェアネス推進機構（J-Fairness）に加盟する。

（2）パラ射撃の普及（定款第 5 条①、④関係）

- ・パラ射撃のスポーツとしての社会的認知を高めることに取り組む。公式ホームページの運営および SNS を活用した広報活動、普及・啓発事業に積極的に取り組むことにより、障がいのある人が射撃スポーツを見る・知る・体験する機会を創出し、パラ射撃の価値を高める。
- ・当連盟主催競技会の実施および加盟団体等による競技会実施への協力、また関係射撃競技団体と連携することによって、障がいのある人が射撃競技に参加できる機会の確保・増加に努める。公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下、日ラ）と連携し、銃刀法関連制度の改正の要望、段級制度・推薦制度の改善に取り組む。
- ・日ラ共生大会の実施協力ならびに調整を行う。日ラと連携して、障がいがある人、特にビームライフル種目の規則整備および運営改善に取り組む。
- ・会員および関係者に対して、アンチ・ドーピング、銃刀法関連の法令・制度などについての啓発に努める。

（3）愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会の開催協力（定款第 5 条④関係）

愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会の開催に向け、組織委員会ならびに関係諸団体と連携・協力する。

(4) ワールドマスターズゲームズ 2027 関西の開催協力（定款第 5 条④関係）

ワールドマスターズゲームズ 2027 関西の開催に向け、組織委員会ならびに関係諸団体と連携・協力する。

(5) 団体運営および運営基盤強化（定款第 5 条⑨関係）

- ・スポーツ団体としてもインテグリティを高めるため、ガバナンスコードの遵守ならびに運営基盤の強化に取り組む（次回のガバナンスコード適合性審査は 2026 年度）。
- ・専門委員会の整備を行い、活動強化ならびに役割分担の明確化に取り組む。
- ・2022 年度に骨子を公表した中長期計画の策定を行う。
- ・中央競技団体のガバナンスコードへの適合について自己チェックを行い、各種規程の整備等を推進する。
- ・助成金への依存度が非常に高い現状を踏まえ、団体収入の増加・収入源の多様化を図り、団体運営の健全な基盤を形作る。
- ・独自スポンサーの獲得に取り組む。特に最終年度となった組織基盤強化支援事業の終了後を見据え、P.UNITED プロジェクトに加入している団体とともにプロジェクトを推進する。
- ・事業収入の増加を図る。業務改善を検討し、団体運営効率化を図る。
- ・会員登録事務、法務、財務、日本スポーツ振興センターおよび日本財團の助成金申請・適正な執行・経理処理および報告作成、国際大会派遣および強化合宿の準備、日ラ主催大会参加申込、銃所持の推薦業務、国内クラス分け認定証交付、IPC ライセンス登録、NSDMS（日本版 SDMS）登録、会員への助成金情報の共有ならびに推薦等の団体運営事務を行う。

2. 事業内容

(1) 選手強化事業

1) 選手強化計画立案・進捗確認

- ① 強化戦略プランの策定・改訂
- ② 強化スタッフ会議の実施（毎月 1 回実施）。
- ③ 総会・理事会での強化活動および専門委員会報告

2) 強化合宿・練習会

① 4 月強化指定・育成・チャンウォン WC 事前強化合宿

期 間 2025 年 4 月 28 日～5 月 5 日

場 所 NTC イースト（東京都北区）

② 6 月強化指定・ピストル強化合宿

期 間 2025 年 6 月 26 日～6 月 29 日

場 所 NTC イースト（東京都北区）

- ③ 7月ピストル強化合宿
期 間 2025年7月18日～7月21日
場 所 NTC イースト（東京都北区）
- ④ 7月強化指定強化合宿
期 間 2025年7月19日～7月26日
場 所 NTC イースト（東京都北区）
- ⑤ 8月強化・育成・ピストル強化合宿
期 間 2025年8月5日～8月11日
場 所 NTC イースト（東京都北区）
- ⑥ World Abilitysport Games 事前強化合宿
期 間 2025年8月28日～8月31日
場 所 NTC イースト（東京都北区）
- ⑦ 11月強化指定・ピストル強化合宿
期 間 2025年11月22日～11月24日
場 所 NTC イースト（東京都北区）
- ⑧ 12月強化指定・ピストル強化合宿
期 間 2025年12月1日～12月7日
場 所 NTC イースト（東京都北区）
- ⑨ 1月強化・ピストル強化合宿
期 間 2026年1月10日～1月15日
場 所 NTC イースト（東京都北区）
- ⑩ 2月強化・育成・ピストル強化合宿
期 間 2026年2月17日～2月23日
場 所 NTC イースト（東京都北区）
- ⑪ ピストル練習会
期 間 5月17日～18日、11月15日～16日、1月24日～25日、
2月14日～15日、3月20日～22日
場 所 つつがライフル射撃場（広島県山県郡）

3) 国際大会派遣

- ① 2025年WSPSワールドカップ・チャンウォン大会
期 間 2025年5月28日～6月5日
場 所 大韓民国、昌原市
- ② 2025年WSPSワールドカップ・アルAIN大会
期 間 2025年10月25日～11月5日
場 所 アラブ首長国連邦、アルAIN
- ③ 2025 World Abilitysport Games
期 間 2025年11月（開催検討中）

場 所 インドネシア

4) 選手発掘・育成

① J-STAR プロジェクト（第9期）

基礎測定会：2025年6月～9月に実施される全国9ブロックの測定会に参加

検証プログラム：基礎測定会で適性があると評価された参加者を、専門的な測定や合宿・トレーニング参加をさせる。

(2) 競技会の開催

1) 2025年度 第6回 春季パラ射撃競技会（主催）

場 所 和歌山県ライフル射撃場（和歌山県海南市）

期 間 2025年4月12日～4月13日

概 要 パラリンピック種目の競技会を行う。

2) 第38回全日本パラスポーツライフル射撃競技選手権大会（日ラと共同主催）

場 所 大分県立庄内屋内競技場（大分県由布市）

期 間 2025年10月10日～10月13日

概 要 健常者と障がい者の選手による合同の決勝を実施し、共生社会の実現に向けた競技会を行う。

3) 第2回全日本パラビームライフル射撃競技選手権大会（主催）

場 所 大分県立庄内屋内競技場（大分県由布市）

期 間 2025年10月10日～10月13日（予定）

概 要 幅広い障がい者クラスを対象にした公式競技を実施し、競技参加の門戸を拡大する。

(3) 普及・広報・発掘事業

1) 体験事業への参加

都道府県障がい者スポーツ協会、都道府県射撃協会と連携して、射撃体験教室等の普及イベントを実施する。

2) マーケティング活動

連盟単独または共同プロジェクト「P.UNITED」による新規パートナーの獲得、既存パートナーへのアクティベーションを通じた協賛金の継続支援。

3) メディア対応・広報活動

メディア露出やSNS投稿などの工夫を通じて競技の魅力を発信。「P.UNITED」との連携を活かし競技価値の向上を図る。

4) SNS(X) の運営

公式X(旧Twitter)アカウント(@official_jpssf)の運用を強化し、2025年度末までにフォロワー900名の達成を目指す。

（4）団体運営および運営基盤強化

1) 一般社団法人化の準備

2026年1月を目途に一般社団法人としての新たな設立を予定。これに向けて、ガバナンス体制および各種規程の見直しを進める。さらに設立支援のため新法人の当初活動資金を支援する。

2) かねてより課題であったパラトラップ種目について、（公社）日本クレー射撃協会、WSPS および JPC と協議のうえ、日本クレー射撃協会に一本化することで関係者が合意したので、2026年度からこの種目は日本クレー協会のみが所管することとなり、当連盟もこれに合わせた定款変更を行う。

以上

2026年度

事業計画書

特定非営利活動法人 日本パラ射撃連盟

1 事業実施の方針

障がい者の射撃スポーツへの参加ならびに障がい者射撃の普及発展を図ることにより、障がいがある人々の自己実現と社会参加とを推進するため、以下の種々事業活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 34,051 千円 】)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
定款第5条 ④ 障害者のライフル射撃競技会の開催、国際競技会参加者の育成及び派遣	2026年ノヴィサドWC遠征	2026年7月21日～7月31日	セルビア共和国、ノヴィサド	5名	連盟会員	18名	3,000
定款第5条 ⑥ 障害者のライフル射撃の医学的調査研究及び射撃情報の収集							
"	2026年チャンオン世界選手権遠征	2026年9月7日～9月18日	大韓民国、チヤンウォン	6名	連盟会員	18名	3,000
"	2026年アジアパラ遠征	2026年10月16日	日本、愛知県	5名	連盟会員	5名	1,000

		日～10 月 24 日					
"	2026 年アルAIN WC 遠征	2026 年 12 月 7 日～12 月 19 日	アラブ 首長國 連邦、 アルAI ン	4 名	連盟会 員	8 名	3,800
"	2026 年 WAG 遠征	2026 年 (開催 検討 中)	タイ王 国、ナ コーン ラーチ ヤシー マー	5 名	連盟会 員	5 名	1,000
"	2026 年シドニーWC 遠征	2027 年 1 月～3 月 (開 催検討 中)	オース トラリ ア連 邦、シ ドニー	6 名	連盟会 員	18 名	3,000
"	4 月 SB 強化合宿	2026 年 4 月	日本、三 重県	7 名	連盟会 員	5 名	301
"	5 月強化指定合宿	2026 年 5 月	日本、東 京都	7 名	連盟会 員	5 名	390
"	5 月 SB 強化合宿	2026 年 5 月	日本、三 重県	7 名	連盟会 員	5 名	301
"	6 月強化指定合宿	2026 年 6 月	日本、東 京都	7 名	連盟会 員	5 名	416
"	ノヴィサド WC 事前合宿	2026 年 7 月	日本、東 京都	7 名	連盟会 員	5 名	315
"	アジアパラ事前合宿	2026 年 8 月	日本、愛 知県	7 名	連盟会 員	5 名	540
"	チャンウォン WCH 事前合宿	2026 年 8 月	日本、東 京都	8 名	連盟会 員	5 名	430
"	アジアパラ事前合宿	2026 年 10 月	日本、愛 知県	8 名	連盟会 員	5 名	543
"	アルAIN WC 事前合宿	2026 年 11 月	日本、東 京都	8 名	連盟会 員	5 名	430
"	1 月強化指定合宿	2027 年 1 月	日本、東 京都	7 名	連盟会 員	5 名	390

〃	シドニーWC事前合宿	2027年 2月	日本、東 京都	8名	連盟会 員	5名	374
定款第5条 ① 障害者のラ イフル射撃 の普及啓発 及び指導	J-STAR プロジェクト	2026年 6月～9 月	日本、東 京都	10名	競技志 望者	15名	1,500
〃	大会観察	2026年 4月～ 2027年 3月	日本、東 京都	6名	連盟会 員	108名	507
〃	成績優秀者報奨金制度	2026年 4月～ 2027年 3月	日本、東 京都	11名	連盟会 員	87名	500
〃	マーケティング委託	2026年 4月～ 2027年 3月	日本、東 京都	4名	連盟会 員、競 技志望 者	108名	2,650
定款第5条 ② 障害者のラ イフル射撃 に関する指 導者及びボ ランティア の養成	研修・会議	2026年 4月～ 2027年 3月	日本、東 京都	4名	連盟会 員	108名	970
定款第5条 ④ 障害者のラ イフル射撃 競技会の開 催、国際競 技会参加者 の育成及び 派遣	愛知・名古屋 2026 アジア パラ競技大会の開催に向け た連携および協力	2026年 4月～ 10月	日本、東 京都	6名	連盟会 員	108名	0

"	ワールドマスターズゲームズ 2027 関西の開催に向けた連携および協力	2026年4月～12月	日本、東京都	6名	連盟会員	108名	0
定款第5条 ⑤ 障害者のライフル射撃団体の育成、支援及び公認審判員の養成	団体運営および運営基盤強化一般社団法人化支援	2026年4月～2027年3月	日本、東京都	11名	連盟会員	108名	5,000
定款第5条 ⑥ 障害者のライフル射撃の医学的調査研究及び射撃情報の収集	クラス分け	2026年4月～2027年3月	日本、東京都	6名	連盟会員	87名	95
"	メディカルチェック	2026年4月～2027年3月	日本、東京都	6名	連盟会員	87名	240
"	J-Fairness 分担金	2026年4月～2027年3月	日本、東京都	3名	連盟会員	87名	150
定款第5条 ⑦ 障害者のライフル射撃普及振興に関する事業の受託	普及・広報・発掘事業	2026年4月～2027年3月	日本、東京都	11名	連盟会員	108名	1,484
定款第5条 ⑧ 障害者ライフル射撃の	JPC 加盟料	2026年4月～2027年3月	日本、東京都	2名	連盟会員	87名	100

統括団体として、関連上部団体に加盟							
"	JADA 加盟料	2026年 4月～ 2027年 3月	日本、東 京都	2名	連盟会 員	87名	200
"	IPC ライセンス登録料	2026年 4月～ 2027年 3月	日本、東 京都	2名	連盟会 員	87名	75
定款第5条 ⑨ その他前条 の目的を達 成するため に必要な事 業	ガバナンスコード遵守・運 営基盤強化	2026年 4月～ 2027年 3月	日本、東 京都	11名	連盟会 員	108名	1,350

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)

2026 年度事業計画

特定非営利活動法人日本パラ射撃連盟

1. 活動方針

障がい者の射撃スポーツへの参加ならびに障がい者射撃の普及発展を図ることにより、障がいがある人々の自己実現と社会参加とを推進するため、以下の種々事業活動を行う。

(1) 國際競技力の向上（定款第 5 条④、⑥関係）

- ・2028 年パラリンピック・ロサンゼルス大会での連続メダル獲得を目指として、選手強化事業を実施する。2026 年 WSPS 世界選手権、2027 年 WSPS 世界選手権および愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会を重要なマイルストーンと位置付ける。2026 年は、2026 年 WSPS 世界選手権および愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会の出場基準点を達成しながら、競技力を向上する。
- ・2026 年度は 3 回のワールドカップ派遣を中心とした選手団派遣を行い、合宿目的に沿い、強化指定選手・育成選手・IPC ライセンス登録選手・ピストル選手の強化合宿を行う。
- ・強化戦略プランに基づいて、中長期視点で強化事業を推進する。コンディショニング、クラス分け、心理、用具など各領域の専門家の強化チーム体制を構築する。
- ・アスリートパスウェイを整備し、強化指定選手と育成選手の連携、J-STAR 事業の活用、関係団体および都道府県自治体との協力連携による発掘・育成を推進する。

(2) パラ射撃の普及（定款第 5 条①、④関係）

- ・パラ射撃のスポーツとしての社会的認知を高めることに取り組む。公式ホームページの運営および SNS を活用した広報活動、普及・啓発事業に積極的に取り組むことにより、障がいのある人が射撃スポーツを見る・知る・体験する機会を創出し、パラ射撃の価値を高める。
- ・当連盟主催競技会の実施および加盟団体等による競技会実施への協力、また関係射撃競技団体と連携することによって、障がいのある人が射撃競技に参加できる機会の確保・増加に努める。公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下、日ラ）と連携し、銃刀法関連制度の改正の要望、段級制度・推薦制度の改善に取り組む。
- ・日ラ共生大会の実施協力ならびに調整を行う。日ラと連携して、障がいがある人、特にビームライフル種目の規則整備および運営改善に取り組む。
- ・会員および関係者に対して、アンチ・ドーピング、銃刀法関連の法令・制度などについての啓発に努める。

(3) 愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会の開催協力（定款第 5 条④関係）

愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会の開催に向け、組織委員会ならびに関係諸団体と連携・協力する。

- (4) ワールドマスターズゲームズ 2027 関西の開催協力（定款第 5 条④関係）
ワールドマスターズゲームズ 2027 関西の開催に向け、組織委員会ならびに関係諸団体と連携・協力する。
- (5) 団体運営および運営基盤強化（定款第 5 条⑨関係）
- ・スポーツ団体としてもインテグリティを高めるため、ガバナンスコードの遵守ならびに運営基盤の強化に取り組む（次回のガバナンスコード適合性審査は 2026 年度）。
 - ・専門委員会の整備を行い、活動強化ならびに役割分担の明確化に取り組む。
 - ・2022 年度に骨子を公表した中長期計画の策定を行う。
 - ・中央競技団体のガバナンスコードへの適合について自己チェックを行い、各種規程の整備等を推進する。
 - ・助成金への依存度が非常に高い現状を踏まえ、団体収入の増加・収入源の多様化を図り、団体運営の健全な基盤を形作る。
 - ・独自スポンサーの獲得に取り組む。特に最終年度となった組織基盤強化支援事業の終了後を見据え、P.UNITED プロジェクトに加入している団体とともにプロジェクトを推進する。
 - ・事業収入の増加を図る。業務改善を検討し、団体運営効率化を図る。
 - ・会員登録事務、法務、財務、日本スポーツ振興センターおよび日本財団の助成金申請・適正な執行・経理処理および報告作成、国際大会派遣および強化合宿の準備、日テレ主催大会参加申込、銃所持の推薦業務、国内クラス分け認定証交付、IPC ライセンス登録、NSDMS（日本版 SDMS）登録、会員への助成金情報の共有ならびに推薦等の団体運営事務を行う。

2. 事業内容

(1) 選手強化事業

- 1) 選手強化計画立案・進捗確認
 - ① 強化戦略プランの策定・改訂
 - ② 強化スタッフ会議の実施（毎月 1 回実施）。
 - ③ 総会・理事会での強化活動および専門委員会報告

2) 強化合宿・練習会

- ① 4 月強化指定合宿・ピストル強化合宿
期 間 2026 年 4 月 18 日～4 月 26 日
場 所 NTC イースト（東京都北区）
- ② 5 月強化指定合宿・ピストル強化合宿
期 間 2026 年 5 月 2 日～5 月 10 日
場 所 NTC イースト（東京都北区）
- ③ 6 月強化指定・ピストル強化合宿
期 間 2026 年 6 月 20 日～6 月 28 日

- 場 所 NTC イースト（東京都北区）
- ④ 7月強化指定・ピストル強化合宿
期 間 2026年7月11日～7月14日
場 所 NTC イースト（東京都北区）
- ⑤ 8月強化・育成・ピストル強化合宿
期 間 2026年8月8日～8月16日
場 所 NTC イースト（東京都北区）
- ⑥ 11月強化指定・ピストル強化合宿
期 間 2026年11月14日～11月22日
場 所 NTC イースト（東京都北区）
- ⑦ 1月強化・ピストル強化合宿
期 間 2027年1月9日～1月17日
場 所 NTC イースト（東京都北区）
- ⑧ 2月強化・育成・ピストル強化合宿
期 間 2027年2月20日～2月28日
場 所 NTC イースト（東京都北区）
- ⑨ 3月強化・育成・ピストル強化合宿
期 間 2027年3月13日～3月21日
場 所 NTC イースト（東京都北区）

3) 国際大会派遣

- ① 2026年WSPS ワールドカップ・ノービサード大会
期 間 2026年7月21日～7月31日
場 所 セルビア共和国、ノービサード
- ② 2026年WPSP 世界選手権・チャンウォン大会
期 間 2026年9月7日～9月18日
場 所 大韓民国、チャンウォン
- ③ 2026年第5回愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会
期 間 2026年10月16日～10月24日
場 所 日本、愛知県
- ④ 2026年WSPS ワールドカップ・アルAIN大会
期 間 2026年12月7日～12月19日
場 所 アラブ首長国連邦、アルAIN
- ⑤ 2025 World Abilitysport Games
期 間 2026年（開催検討中）
場 所 タイ王国、ナコーンラーチャシーマー
- ⑥ 2027年WSPS ワールドカップ・シドニー大会

期 間 2027年1月～3月（開催検討中）

場 所 オーストラリア連邦、シドニー

4) 選手発掘・育成

① J-STAR プロジェクト（第10期）

基礎測定会：2026年6月～9月に実施される全国9ブロックの測定会に参加

検証プログラム：基礎測定会で適性があると評価された参加者を、専門的な測定や合宿・トレーニング参加をさせる。

（2）競技会の開催

1) 2026年度 第7回 全日本春季パラ射撃競技会（主催）

場 所 静岡県瀬戸谷屋内競技場スポーツバル高根の郷（静岡県藤枝市）

期 間 2026年4月10日～4月11日

概 要 パラリンピック種目の競技会を行う。

2) 第39回全日本パラスポーツライフル射撃競技選手権大会（日ラと共同主催）

場 所 栃木県ライフルスポーツ射撃協会（栃木県宇都宮市）

期 間 2026年11月6日～11月8日

概 要 健常者と障がい者の選手による合同の決勝を実施し、共生社会の実現に向けた競技会を行う。

3) 第3回全日本パラビームライフル射撃競技選手権大会（主催）

場 所 栃木県ライフルスポーツ射撃協会（栃木県宇都宮市）

期 間 2026年11月7日～11月8日（予定）

概 要 幅広い障がい者クラスを対象にした公式競技を実施し、競技参加の門戸を拡大する。

（3）普及・広報・発掘事業

1) 体験事業への参加

都道府県障がい者スポーツ協会、都道府県射撃協会と連携して、射撃体験教室等の普及イベントを実施する。

2) マーケティング活動

連盟単独または共同プロジェクト「P.UNITED」による新規パートナーの獲得、既存パートナーへのアクティベーションを通じた協賛金の継続支援。

3) メディア対応・広報活動

メディア露出やSNS投稿などの工夫を通じて競技の魅力を発信。「P.UNITED」との連携を活かし競技価値の向上を図る。

4) SNS（X）の運営

公式X（旧Twitter）アカウント（[@official_jpssf](#)）の運用を強化し、2026年度末まで

にフォロワー1000名の達成を目指す。

(4) 団体運営および運営基盤強化

1) 一般社団法人化の準備

2026年1月を目途に一般社団法人としての新たな設立を予定。これに向けて、ガバナンス体制および各種規程の見直しを進める。さらに設立支援のため新法人の当初活動資金を寄附する。

2) かねてより課題であったパラトラップ種目について、(公社)日本クレー射撃協会、WSPSおよびJPCと協議のうえ、日本クレー射撃協会に一本化することで関係者が合意したので、2026年度からこの種目は日本クレー協会のみが所管することとなり、当連盟もこれに合わせた定款変更を行う。

以上

2025年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 日本バラ射撃連盟

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			
一般会員受取会費		315,000	
正会員受取会費		70,000	
入会金		10,000	
			395,000
2 受取寄附金			
受取寄附金		30,000	
			30,000
3 受取助成金等			
スポーツ振興センター助成金		19,260,000	
バラサボ助成金		10,600,000	
J-STAR事業		2,999,062	
スポーツくじ助成金		912,000	
国内クラス分け支援事業		95,692	
			33,866,754
4 事業収益			
スポンサー収益		7,600,000	
大会参加料収益		475,000	
業務委託料収益		500,000	
手数料収益		343,500	
機材貸出収益		100,000	
			9,018,500
5 その他の収益			
雑収益		200,000	
			200,000
経常収益計			43,510,254
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
			0
(2) その他の経費			
旅費交通費		17,595,108	
業務委託費		7,346,127	
寄付金		5,000,000	
会議費		970,000	
諸会費		525,000	
報酬		500,000	
雜費		300,000	
消耗品費		50,000	
			32,286,235
事業費計			32,286,235

2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	6,400,000	
法定福利費	700,000	
旅費交通費	550,000	
	7,650,000	
(2) その他経費		
広告宣伝費	2,000,000	
謝金	800,000	
減価償却費	700,000	
支払手数料	366,000	
システム利用料	200,000	
維費	192,000	
会場使用料	190,000	
通信運搬費	150,000	
事務用品・通信費	100,000	
事務用品費	50,000	
消耗品費	37,500	
保険料	28,000	
	4,813,500	
管理費計		12,463,500
経常費用計		44,749,735
当期 経常増減額 [A] - [B] ...①		-1,239,481
[C] 経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経常外収益計		
[D] 経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		
当期 経常外増減額 [C] - [D] ...②		
税引前 当期 正味財産増減額 ①+② ...③		-1,239,481
法人税、住民税及び事業税 ...④		
前期繰越正味財産額 ...⑤		21,912,862
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		20,673,381

2025年度活動予算書(補正2025年12月14日付)

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人日本パラ射撃連盟

(単位:円)

科 目	金 額	
(I) 経常収益の部		
1. 受取入会金 パラ射連入会金	10,000	10,000
2. 受取会費 パラ射連正会員年会費 パラ射連一般会員年会費	70,000 315,000	385,000 30,000
3. 受取寄付金		
4. 受取助成金等 パラサボ助成金 スポーツくじ助成金 スポーツ振興センター助成金 国内クラス分け支援事業 J-STAR事業	10,600,000 912,000 19,260,000 95,692 2,999,062	33,866,754
5. 事業収益 スポンサー収益 P.UNITED分配金 大会参加料収益 クラス分け手数料収入 推薦手数料収入 IPCライセンス登録手数料 WSPS審判登録手数料 事務手数料収益 業務委託料収益 機材貸出収益 雑収益	6,500,000 1,100,000 475,000 40,000 5,000 230,000 38,500 30,000 500,000 100,000 200,000	9,018,500 200,000
経常収益計		43,510,254
(II) 経常費用の部		
事業費		
(1) 人件費	0	
(2) その他経費 IPCライセンス登録料 マーケティング委託費 (パラサボ助成) ガバナンス整備費用 (パラサボ助成) 成績優秀者報奨金制度 消耗品費 国内旅費交通費 JPC加盟店料 JADA加盟店料 J-Fairness 分担金 2025年チャンオンWC遠征 ※1 2025年アルアインWC遠征 ※1 2025年WAG遠征 ※1 2026年春 (2025年度中) WC遠征 ※1 国内強化合宿 (強化指定) ※2 国内強化合宿 (育成) ※2 国際大会運営費 (全日本パラ) 大会観察 J-STAR事業 クラス分け判定 研修・JPC会議等 メディカルチェック 一般社団法人日本パラ射撃連盟支援金 予備費 雑費	75,000 2,650,000 1,350,000 500,000 50,000 900,000 100,000 200,000 150,000 2,892,227 3,800,000 1,000,000 3,400,000 3,090,000 140,450 1,887,283 250,998 2,999,062 107,065 970,000 240,000 5,000,000 234,150 300,000	
事業費計		32,286,235
2. 管理費		
(1) 人件費 給料手当 (パラサボ助成) 法定福利費 (パラサボ助成) 旅費交通費 渡航費 人件費 (パラサボ助成不足分) 人件費計	5,900,000 700,000 50,000 500,000 500,000 7,650,000	
(2) その他経費 通信運搬費 事務用品費 消耗品費 支払手数料 減価償却費 雑費 PR費 (WEB・SNS) マーケティングアクティベーション費用 協賛対応 (ジャージロゴプリント費用) 体験会謝金 システム構築費用 NTCイースト利用料 保険料 事務用品・通信費 雑費 その他経費計	150,000 50,000 37,500 366,000 700,000 100,000 400,000 1,500,000 100,000 800,000 200,000 190,000 28,000 100,000 92,000 4,813,500	
管理費計		12,463,500
経常費用計		44,749,735
当期収支差額		△ 1,239,481
前期繰越収支差額		21,912,862
当期調整額		
次期繰越収支差額		20,673,381

※1 遠征: WC、WAGの選手自己負担金、21,800,000円は含んでおりません。

※2 合宿費の選手自己負担金、3,710,000円は含んでおりません。

2026年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 日本バラ射撃連盟

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			
一般会員受取会費		315,000	
正会員受取会費		70,000	
入会金		10,000	
			395,000
2 受取寄附金			
受取寄附金		30,000	
			30,000
3 受取助成金等			
スポーツ振興センター助成金		18,000,000	
バラサポ助成金		10,600,000	
J-STAR事業		1,500,000	
スポーツくじ助成金		900,000	
国内クラス分け支援事業		95,000	
			31,095,000
4 事業収益			
スポンサー収益		7,100,000	
大会参加料収益		560,000	
業務委託料収益		500,000	
手数料収益		343,500	
機材貸出収益		100,000	
			8,603,500
5 その他の収益			
雑収益		200,000	
			200,000
経常収益計			40,323,500
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
			0
(2) その他の経費			
旅費交通費		20,966,600	
業務委託費		5,740,000	
寄付金		5,000,000	
会議費		970,000	
諸会費		525,000	
報酬		500,000	
雑費		300,000	
消耗品費		50,000	
			34,051,600
事業費計			34,051,600

2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	6,400,000	
法定福利費	700,000	
旅費交通費	550,000	
	7,650,000	
(2) その他の費		
広告宣伝費	2,000,000	
謝金	800,000	
減価償却費	700,000	
支払手数料	366,000	
システム利用料	200,000	
維持費	192,000	
会場使用料	190,000	
通信運搬費	150,000	
事務用品・通信費	100,000	
事務用品費	50,000	
消耗品費	37,500	
保険料	28,000	
	4,813,500	
管理費計		12,463,500
経常費用計		46,515,100
当期経常増減額 [A] - [B] ···①		-6,191,600
[C] 経常外収益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経常外収益計		
[D] 経常外費用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経常外費用計		
当期経常外増減額 [C] - [D] ···②		
税引前繰越正味財産増減額 ①+② ···③		-6,191,600
法人税、住民税及び事業税 ···④		
前期繰越正味財産額 ···⑤		20,673,381
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		14,481,781

2026年度活動予算書
2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人日本パラ射撃連盟

(単位：円)

科 目	金 額	
(I) 経常収益の部		
1. 受取入会金 パラ射連入会金	10,000	10,000
2. 受取会費 パラ射連正会員年会費 パラ射連一般会員年会費	70,000 315,000	385,000 30,000
3. 受取寄付金		
4. 受取助成金等 パラサポ助成金 スポーツくじ助成金 スポーツ振興センター助成金 国内クラス分け支援事業 J-STAR事業	10,600,000 900,000 18,000,000 95,000 1,500,000	31,095,000
5. 事業収益 スポンサー収益 P. UNITED分配金 大会参加料収益 クラス分け手数料収入 推薦手数料収入 IPCライセンス登録手数料 WSPS審判登録手数料 事務手数料収益 業務委託料収益 機材貸出収益 雑収益	6,000,000 1,100,000 560,000 40,000 5,000 230,000 38,500 30,000 500,000 100,000 200,000	8,603,500 200,000
経常収益計		40,323,500
(II) 経常費用の部		
事業費 (1) 人件費	0	
(2) その他経費 IPCライセンス登録料 マーケティング委託費（パラサポ助成） ガバナンス整備費用（パラサポ助成） 成績優秀者報奨金制度 消耗品費 国内旅費交通費 JPC加盟料 JADA加盟料 J-Fairness 分担金 2026年ノービサードWC遠征 ※1 2026年チャンオン世界選手権遠征 ※1 2026年アジアパラ遠征 ※1 2026年アルラインWC遠征 ※1 2026年WAG遠征 ※1 2026年シドニーWC遠征 ※1 国内強化合宿（強化指定） ※2 国内強化合宿（育成） ※2 国内大会運営費（全日本/パラ） 大会観察 J-STAR事業 クラス分け判定 研修・JPC会議等 メディカルチェック 一般社団法人日本パラ射撃連盟支援金 予備費 雑費	75,000 2,650,000 1,350,000 500,000 50,000 900,000 100,000 200,000 150,000 3,000,000 3,000,000 1,000,000 3,800,000 1,000,000 3,000,000 3,090,000 140,450 1,200,000 507,000 1,500,000 95,000 970,000 240,000 5,000,000 234,150 300,000	
事業費計		34,051,600
2. 管理費 (1) 人件費 給料手当（パラサポ助成） 法定福利費（パラサポ助成） 旅費交通費 渡航費 人件費（パラサポ助成不足分） 人件費計	5,900,000 700,000 50,000 500,000 500,000 7,650,000	
(2) その他経費 通信運搬費 事務用品費 消耗品費 支払手数料 減価償却費 雑費 PR費（WEB・SNS） マーケティングアクティベーション費用 協賛対応（ジャージロゴプリント費用） 体験会謝金 システム構築費用 NTCイースト利用料 保険料 事務用品・通信費 雑費 その他経費計	150,000 50,000 37,500 366,000 700,000 100,000 400,000 1,500,000 100,000 800,000 200,000 190,000 28,000 100,000 92,000 4,813,500	
管理費計		12,463,500
経常費用計		46,515,100
当期収支差額		△ 6,191,600
前期繰越収支差額		20,673,381
当期調整額		
次期繰越収支差額		14,481,781

※1 遠征：WC、WAGの選手自己負担金、25,000,000円は含んでおりません。

※2 合宿費の選手自己負担金、3,750,000円は含んでおりません。